

多子世帯修学費用支援金 Q&A（申請者用）

1. 三つ子でそれぞれ入学先が異なる場合はどのように申請しますか？
三つ子でも、戸籍上は産まれた順に記載されているので、戸籍で第 3 子となる子を対象生徒として申請していただきます。
2. 第 1 子、第 2 子が結婚や就職をしています、対象になりますか？
対象生徒の兄姉が結婚による独立や就職により生計を別としていても、制度の対象となります。
3. 対象生徒を監護している保護者等は対象生徒と同居しておらず、血縁関係もないが監護の有無をどのように証明すればよいですか？
要綱第 2 条により、申請書に「保護者等」として記載された者が監護している者であることを前提として、状況等を踏まえて、判断します。
4. 「在学を証明する書類」として認められるものはどのようなものが挙げられますか？
在学証明書、学生証のコピー等、対象生徒の名前、学年、在学している旨の記載、学校名などの記載のあるものを用意してください。在学証明書は申請年度の 5 月 1 日以降に発行されたものをご用意ください。
5. 窓口申請の場合、窓口書類を持参する者は「申請者」本人でなくても提出できますか？
書類を持参するのは申請者でなくても構いません。 ただし、窓口で申請者の同一世帯員以外が申請書を記入し、申請を行う際は、申請者本人の委任状（様式は任意）が必要です。（申請書にて「必要な公簿等の同意」を求めているため、同一世帯員以外の代筆は原則認めません。）
6. 外国籍の申請者について、母国在住の兄姉を含めて 3 人以上になる場合は第 3 子以降であることをどのように証明すればよいですか？
対象生徒、兄姉全員分の外国政府又は外国の地方公共団体が発行した、戸籍謄本、出生証明書などと本人以外の第 3 者の翻訳を添付し申請してください。申請者との親子関係などを確認して判断します。
7. 第 1 子又は第 2 子が死去している場合は対象になりますか？
対象生徒が第 3 子以降であることを証明する書類を用意いただくことで申請が可能です。
8. 当制度以外の新入学用品費等にかかる公的な助成等を受けている（受ける予定）の場合の支援金はどのような取扱いになりますか？
当制度以外の公的な制度により新入学用品費等に係る助成等を受ける場合は、助成金額に応じ、全部又は一部を減額します。主な公的な助成制度とその制度を使用した場合の減額後の支援金額は別表のとおりです。 【特別支援教育修学奨励費を利用している場合】 例年夏頃（7～8 月）に市、県より支弁区分等の記載のある通知が本人にされるため、その通知の写し等を提出ください。通知以前に他の申請書類を提出した場合も、通知の写し等の提出後に受付となります。

湖西市多子世帯修学費用支援金制度における公的助成利用の場合の支援金額について

区分	利用した（する予定）の公的助成		支援金額（円）
中学校	生活保護	中学校入学準備金	10,000
	市就学援助（中学校入学）	準要保護者	8,000
	市特別支援教育就学奨励費（中学校入学）	第Ⅰ区分	29,000
		第Ⅱ区分	29,000
第Ⅲ区分		50,000	
特別支援学校中学部	生活保護	中学校入学準備金	10,000
	県特別支援教育就学奨励費	第Ⅰ区分	8,000
		第Ⅱ区分	29,000
		第Ⅲ区分	50,000
高等学校（全日制） 高等専門学校	生活保護	高等学校等就学費	37,000
		高等学校等就学費+タブレット（教材費）	7,000
		タブレット（教材費）	50,000
高等学校（定時制） 高等学校（通信制） 高等専修学校	生活保護	高等学校等就学費	30,000
		高等学校等就学費+タブレット（教材費）	0
		タブレット（教材費）	0
特別支援学校高等部	生活保護	高等学校等就学費	37,000
		高等学校等就学費+タブレット（教材費）	7,000
		タブレット（教材費）	50,000
	県特別支援教育就学奨励費	第Ⅰ区分	33,000
		第Ⅰ区分+ICT機器購入費（タブレット）	8,000
		第Ⅱ区分	57,000
		第Ⅱ区分+ICT機器購入費（タブレット）	32,000
		第Ⅲ区分	80,000
第Ⅲ区分+ICT機器購入費（タブレット）	55,000		
ICT機器購入費（タブレット）	55,000		

※上記以外の公的助成制度を利用した場合は（算出基礎額－他の公的助成額）×1/2 ※1,000円未満は切り上げにより支援金額基礎額を算定し、各区分・助成対象を踏まえて当支援金額を決定する。